

社会福祉施設等での感染症発生時の対応と予防について

越谷市保健所 感染症保健対策課

○感染症対策は、危機管理対策の1つ

福祉施設は多くの人々が利用し、集団生活を営むことから、さまざまな感染症が持ち込まれやすく、施設内でも広がりやすいという側面を持ち合わせています。

対応を間違えると、「対応が遅い」「隠した」などというクレームにつながる恐れもあります。

日ごろからの「予防対策の実施」と「発生時の感染拡大防止対策」が重要になってきます。

○施設で感染症患者が発生すると

利用者の体調不良・・・従事者の業務量の増加

従事者の体調不良・・・感染源となり、利用者うつす可能性あり

従事者の病休による残った従事者の業務量の増大

二次感染・・・自宅に持ち帰ってしまい、家族へうつす等、戻って新たな感染の元となってしまう

【感染症対策の基本】

感染が成立するためには、この3つの要素が必要です。

- 1 感染源（病原体の存在）
- 2 感染経路（うつるルート）
- 3 感受性のある人（人）

予防対策のポイントは、この3つの要素のどこかを断ち切ることで感染拡大は防止できます。

【基本的な対策】

スタンダード・プリコーション（標準予防策）

「全ての人は何らかの感染症を持っている」という考え方。全ての利用者の体液、血液、皮膚など感染の可能性があると考え対応することである。

具体的な対応時（例）	項目
<ul style="list-style-type: none">・ 感染の可能性のあるものに触れたとき・ 手袋を外したとき・ 他の患者に触れる前・ 手の汚れがあったとき・ 配膳の前後	手洗い
<ul style="list-style-type: none">・ 感染の可能性のあるものに触れるとき・ 便、嘔吐の処理時	手袋
<ul style="list-style-type: none">・ 咳・痰の多い患者利用者の介護（保育）ケアを行うとき・ 職員に咳・くしゃみのあるとき	マスク
<ul style="list-style-type: none">・ 衣類が汚れそうなどとき	ガウン

○ 手指衛生

基本となるもので、手洗いやアルコールによる消毒のことをいう。

	日常的手洗い	衛生的手洗い
方法	水洗い→石鹼での手洗い→すすぎ→乾燥	水洗い→石鹼での手洗い→すすぎ→乾燥→アルコールによる消毒
効果	眼に見える汚れがある場合	眼に見えない汚れの場合
場面	配膳の前後、トイレ等の見守り後など日常生活行為の前後に実施	感染症流行時に日常的手洗いと同様の場面で実施

○発生時の対応

- 入所者と職員の健康状況の確認
- 発生日時・発生場所を含む状況の確認
- 受診状況・診断名、検査実施状況
- 臨時感染症対策委員会の開催（対策の確認）

初動対応で、「感染拡大」、「感染終息」を左右する

○特に対策が必要な感染症

【入所者・職員に起こりうる感染症】

- 新型コロナウイルス感染症・・・発熱・咳・咽頭痛
- インフルエンザ・・・咳・鼻汁・唾液
- 結核・・・咳・痰
- 感染性胃腸炎・・・嘔吐・下痢
- 腸管出血性大腸菌感染症・・・下痢・発熱
- 疥癬・・・皮膚のかゆみ、角質（落屑）

【抵抗力の低い人が罹りやすい感染症】

- MRSA 感染症・・・傷・膿・尿
- 緑膿菌感染症・・・傷・膿・尿
- レジオネラ症・・・加湿器・浴室

など

【血液・体液を介する感染症】

- B型肝炎
- C型肝炎
- HIV 感染症/AIDS

いつもと違う？ 日常の観察が非常に大事

こんな時には、行政への報告が必要です
発生時には、直ちに相談してください。

○行政への報告

- 社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について
(平成 17 年 2 月 22 日)

※福祉事務所長への報告とともに、保健所へも報告してください。

※基準に達するのを待たずに、早めにご相談ください。

一部抜粋

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

感染症の発生時には、感染拡大防止と再発予防の観点から保健所の調査が入る場合もあります。

感染症情報をこまめに入手（公的機関のホームページなど）

感染症に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 感染症保健対策課 048-973-7531

食中毒等に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 生活衛生課 048-973-7533